

KITAHAMA^{PLUS} Vol. 09

北浜法律事務所 リーガルマガジン

KITAHAMA PLUSは企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。

国際関係法務／欧州／北米／東南アジア
データプロテクション
(個人情報保護法、GDPR等)
生田 美弥子 弁護士

国際関係法務／欧州／北米
国際紛争解決 (仲裁・調停)
メステッキージェリー
外国法事務弁護士

国際関係法務／欧州／北米
データプロテクション
(個人情報保護法、GDPR等)
中 亮介 弁護士

EU : Creating World Standards

国際標準で先行するEU

特集

法務 Troubleshooting
EUにおける
「サプライチェーンと人権」の
これから

対象企業が大幅に拡大
欧州における
ESG 情報開示ルールの強化と
日本企業への影響

ビジネスパーソンの休憩時間
ネットボールをご存知ですか？

北浜法律事務所
KITAHAMA PARTNERS
クライアントとともに。



大阪事務所

〒541-0041
大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル

TEL: 06-6202-1088 (代表)
FAX: 06-6202-1080



東京事務所

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号
サピアタワー14階

TEL: 03-5219-5151 (代表)
FAX: 03-5219-5155



福岡事務所

〒812-0018
福岡市博多区住吉1丁目2番25号
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階

TEL: 092-263-9990 (代表)
FAX: 092-263-9991

北浜法律事務所
KITAHAMA PARTNERS
クライアントとともに。

外国法事務
弁護士

メステッキー
ジェリー

国際関係法務／欧州／北米
国際紛争解決（仲裁・調停）

弁護士

生田
美弥子

国際関係法務／欧州／北米／東南アジア
データプロテクション
（個人情報保護法、GDPR等）

弁護士

中
亮介

国際関係法務／欧州／北米
データプロテクション
（個人情報保護法、GDPR等）

生田 美弥子 弁護士

フランス共和国、米国ニューヨーク州、日本での弁護士資格（第二東京弁護士会）を持つ。2012年北浜法律事務所入所。ヨーロッパ・プラクティス・グループ責任者。長年の海外勤務の経験に基づき、コーポレート・コンプライアンス、M&A、知的財産・アート、環境、訴訟・仲裁等国際紛争等渉外全般を取り扱う。幅広い欧州でのネットワークを生かし、GDPRなど、データプロテクションに対応。



Miyako Ikuta



Profile

中 亮介 弁護士

総合商社への出向等を通じてクロスボーダーの取引を数多く担当。米国及びドイツへの留学からの帰国後は、ヨーロッパ・プラクティス・グループの一員として、インバウンド・アウトバウンド双方向の支援に注力。独禁法・競争法、データプロテクションの他、IT・システム開発紛争、コーポレート業務一般、倒産法、紛争解決等の分野でも実践を積んでいる。



Ryosuke Naka



Profile

メステッキー ジェリー 外国法事務弁護士

Jiri Mestecky

外国法事務弁護士（米国イリノイ州弁護士資格）で、大阪を拠点とする法律事務所にて初めての外国人パートナー。2003年から北浜法律事務所に入所し、それ以前はイリノイ州のシカゴで6年間、日本や海外のクライアントに対して弁護士活動を行う。また、在日米商工会議所関西支部会員も務め、長年、日本における国際的なビジネス界に深く関わっている。



Profile

特集

EU : Creating World Standards

国際標準で 先行するEU

最近では、ESG投資、GDPR、サステナビリティ、SDGsなど、欧州発信の理念や活動が国際標準化してきています。そのことが日本企業に与える影響や先行きは？そもそもこの考え方のベースには何があるのでしょうか？ヨーロッパの文化的背景を良く知る欧州ゆかりの弁護士が、わかりやすくお話しします。



KITAHAMA⁺ PLUS

message

今号のKITAHAAMAプラスは、ヨーロッパ・プラクティス・グループ(EPG)をご紹介します。

北浜法律事務所のEPGは、ヨーロッパという地域に着目して設立された、

日本の大手法律事務所における最初期のグループです。

欧州諸国における有力法律事務所との密接なパイプを持ち、

日本と欧州のクロスボーダー案件において、効率的な連携体制を整えています。

今号は一冊全て、欧州に関するハイレベルなリーガルサービスを提供している

EPGチームが執筆いたしました。

実績ある弁護士が語るEUの今と、これから。

ぜひご一読ください。



弁護士法人北浜法律事務所 代表
北浜グループ CEO

森本 宏



人権、GDPR、サステナビリティ、SDGs…全てが繋がっている。

ジェリー 北浜法律事務所は、日本の法律事務所としては珍しく欧州地域にフォーカスしたブラクティス・グループを擁しています（ヨーロッパ・ブラクティス・グループ「EPG」）。EPGは、EUその他の欧州諸国に関するハイレベルで効率的、かつ効果的なリーガルアドバイスを提供するために誕生したのですが、日本の依頼者のアウトバウンドニーズに応えるだけでなく、欧州系依頼者のインバウンドニーズにも対応しています。チエコの国籍を有する米国弁護士、欧州域内で実務経験あるフランス資格を有する日本人弁護士、スイス育ちでドイツでの執務経験を有する弁護士など、欧州にゆかりの深い多彩な人材が在籍しており、欧州関連の案件での依頼者支援に必要な専門知識、語学力だけでなく、文化的背景への深い理解と経験に根付いたアドバイスは、大変ご好評をいただいています。ニーズに幅広く応えられるように培ってきた、法律事務所やその他の専門家とのネットワークも私たちの自慢のひとつです。

中 2018年5月25日の施行から、早くも3年が経過したGDPRですが、

の考え方は守りきれません。搾取をストップできれば、環境破壊も止まり、持続可能な世界を実現できるかもしれません。

GDPRが生まれたのも、このような危機感の流れの中からです。EUは個人情報をもとに人権と位置付け、個人情報を取り扱う者は、官民間問わず、常に他人の人権を侵害していないことを自己点検しなければならぬ、そこをどこか、取引先やグループ会社が侵害していないかチェックを求められる、それがGDPRというわけです。

人権デューデリジェンスも発想は同じです。以前なら、自社が違法行為をしていないといえれば足りたでしょう。しかし今や、グループ会社、取引先や

顧客など、自分と連なる誰もが搾取に関わっていないことを恒常的に相互チェックし、責任を持たなければなりません。負の連鎖を断ち切ることで一気にサステナブルな社会にしていこう、というわけです。

これは欧州の27、8か国が知恵を絞って議論を尽くして絞りだした答えであり、軽々に変えられない普遍性があることにも注目したいところです。

中 人権、GDPR、サステナビリティ、SDGsは全て繋がっているというところで、最近では、外国からの直接投資について、事前事後の審査を要求される場面も多くなりましたね。

ジェリー 欧州市場への外国直接投資について、より厳密に審査する制度が、

日本の個人情報保護法制や実務にも多大な影響を与えています。2019年1月には、日本とEUが相互に十分性を認定し、多くの企業は、「やれやれ」と思ったことでしょう。しかしその後、日本では個人情報の活用や流出を巡って注目を集める事例が相次いで、個人からいつ不安の声が上がってもおかしくないように風向きが変わってきました。日本の法律もGDPRを強く意識して改正を重ねており、ギャップを埋める努力が続けられていますので、日本の個人情報保護分野の実務は、今後もEUの影響を強く受け続けるでしょう。GDPRだけでなく、人権やサステナビリティ、SDGsなど、最



近は欧州発信の理念や活動が活発化している印象がありますね。

生田 確かに多くの日本企業にとって、EU発信のルールの国際標準化も負担でしかないかもしれませんが、ESG投資が重視され、真価を発揮し始めています。実はこれらの理念は全て繋がっていると思います。

例えば、SDGsのベースには「人権」があります。元々国家権力から人を守るのが人権ですが、国ではない巨大グループ企業の「Exploitation（搾取）」が問題になっている昨今、人権の在り方も変わりつつあります。現代の搾取は巧妙でわかりにくく、搾取される側は容易にそうと気づかないため、従来

我々EPGは、緊密に連携しあう法律事務所及びコンサルタントとの広範囲なネットワークを有していますので、依頼者に対して、様々な国の取引について、円滑かつ効果的な方法で支援することが出来ます。

EUレベルのみならず、ドイツ、フランスを含む多くのEU加盟国レベルで設けられ、あるいは強化されています。すなわちEUでは、2019年3月、安全及び社会秩序に影響を及ぼす可能性のあるEU以外の諸国からの投資を審査する枠組みを設けるために、外国直接投資審査規制を導入しました。その後、2020年3月には、欧州委員会は、コロナウィルス蔓延による公衆衛生の危機及びこれに関連して経済が弱体化する時期においてもEU全体の外国投資審査を強力に推進するために、本格的な審査の仕組みを定めるよう求め、EUメンバー諸国に対して公的なガイダンスを发布了。その結果、EU諸国は、国家レベルにおける当該外国直接投資審査を開始しました。

これにより、今後、多くのEU諸国で、一定のタイプの外国投資、とりわけ非常に重要な産業やインフラに影響を及ぼす外国投資に対して、政府の承認が求められることとなります。したがって、欧州に投資を行おうとする当事者にとって、各国の規制を理解し、取引を計画通りに無事に実行することに關するリスクを認識し、最適なスケジュールを策定しその計画を進められるようにするために、対象国における様々な外国直接投資審査規制を考慮することが不可欠となります。

ヨーロッパ・ブラクティスグループは、長年にわたり、欧州案件の実務経験を積み重ね、実績を積んでいます。案件に応じて最適な欧州圏の弁護士等と協働し、クロスボーダー・ビジネスを力強く支えます。どんなことでもお気軽にお問い合わせください。

東京事務所 TEL 03-5219-5151 大阪事務所 TEL 06-6202-1088
福岡事務所 TEL 092-263-9990

<https://www.kitahama.or.jp/>





世界的に、ESG（環境・社会・企業統治）やSDGs（持続可能な開発目標）など、持続可能な社会をつくるための取り組みが広がっていますが、2021年4月、欧州委員会は、企業によるESGに関する情報開示ルールについて、2014年に施行された非財務情報開示指令（NFRD）を強化する改正案（企業持続可能性開示指令／CSRD案）を発表しました。現行ルールでは、開示義務の対象となるのは従業員が500名を超える上場企業等に限定されているのに対し、改正案では、これを、中小企業を含むほぼ全ての上場企業に広げるほか、非上場企業であっても、①貸借対照表の合計額が2000万ユーロ以上、②純売上高が4000万ユーロ以上、③年間の平均従業員数が

250人以上のうち、2つ以上を満たす企業に拡大することが予定されており、対象企業数は現在の約1万7000社から約5万社に増加すると見込まれています。また、新指令の下では、開示対象となる情報の内容についても見直しが行われる予定です。なお、英国政府も、気候変動に関する情報開示を段階的に企業等に対し義務付けることを公表しています。

欧州委員会は、前記の改正案について、2024年（2023年会計年度分）からの施行を目指しており、欧州に拠点を有する日本企業の中には開示義務の対象となる企業も出てくることも想定されるため、状況を注視しながら、施行に向けた準備を進めていく必要があります。

欧州における ESG情報開示ルールの強化と 日本企業への影響

Relay column

対象企業が大幅に拡大

社会や環境問題について
すべての人が真剣に考えるべき
時代になってきています。



Yuki Kawata

川田 由貴 弁護士

京都大学法学部卒。労働審判や訴訟対応を含む労務関係の案件全般、M&A、企業法務、紛争解決、家事事件、独禁法関係の案件などを主に取り扱い、国内案件のみならず、涉外案件についても担当し実績を積んでいる。また、外資系製薬会社法務部に1年2ヶ月の出向経験を有しており、常にクライアントのニーズを的確に理解した上でのアドバイスを心がけている。

Profile



Have a little break

ビジネスパーソンの休憩時間

ネットボールをご存知ですか？

イギリスの小学校に通っていた際、私はネットボールというスポーツに熱中していました。ネットボールは、イギリスでバスケットボールを女性向けに改良したことで誕生したスポーツで、バスケットの大きな違いはドリブルが禁止であることです。また、各ポジションがコートの決められたエリア内でしかプレーできないため、チーム内の連携が必須で、相手との駆け引きも大きな魅力です。イギリス発祥のテニスやラグビーのように、いつかネットボールも広まる日が来ないかなと思いつけています。



屋嘉 まりあ 弁護士
Maria Yaka



Profile



法務 Troubleshooting

EUにおける 「サプライチェーンと人権」のこれから

File / 09

ビジネスと人権に関する国連指導原則の採択、英国現代奴隷法の成立をはじめ、2010年代は「サプライチェーンと人権」が注目されてきました。2020年代、EUは人権デューデリジェンス（自社のサプライチェーンの中に児童労働、強制労働、長時間労働、雇用差別等の人権侵害が行われていないかを監査すること、以下「人権DD」といいます。）を義務化する流れにあり、企業の責任はいっそう重大なものとなります。

近時、ドイツは、世界に先駆けて人権DDを義務化しました。人権や環境に関連するリスク管理体制を確立すること、定期的なリスク分析を実施すること、具体的なリスクが確認された場合には是正措置を講じること等を義務化する法律が2021年6月25日に成立し（2023年1月1日発効予定）、ドイツ法人はもちろん、ドイツに支店を置く一定の外国会社も対象です。EUも、2021年3月10日、欧州議会が欧州委員会に対し人権DDの法制化を決議しており、これに基づくEU指令が、2022年～23年には施行される見込みです。

人権DDは「義務だから」やるという消極的なものではなく、企業の調達上のリスク排除や、持続的な成長に資するものです。グローバルに展開する企業は、間接的であっても労働搾取の上に成り立つべきでない時代であることを自覚し、自社の企業価値を高めるべく、積極的に人権DDに取り組むことが期待されます。

日本でも、遠くない将来、人権DDが義務化される日が来るかもしれません。既に人権DDを根付かせるべく、日弁連による「人権デューデリジェンスのためのガイダンス（手引き）」（2015年1月）、政府による「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」（2020年10月）等が公表されており、日本企業の中にも、人権DDに取り組み、情報をウェブ上で公表する企業は増加しています。

劣悪な労働環境が
生まれない社会へ！



細井 南見 弁護士

Minami Hosoi



専門分野は、コーポレート／紛争案件。知的財産・IT・データプロテクション案件にも力を入れている。特に、データプロテクションに関しては、2018年5月にGDPR（EU一般データ保護規則）が施行されたことにより、現在多くの日本企業が個人情報保護体制の見直しを迫られているため、ヨーロッパ・プラクティスチームの一員として、適切な体制づくりのサポートをしている。

Profile



屋嘉 まりあ 弁護士の

オススメ
Sports